

## Thincacloud 決済端末の開発、製造、販売、保守 に関する規約

TOPPAN ペイメント株式会社（以下「当社」という）は、お客様が実施する Thincacloud 決済端末の開発、製造、販売、及び保守につき、以下の通り定めます。

### 第1章 総則

#### 第1条（用語）

本規約における各用語の定義は、別途定義されない限り以下のとおりとします。

(1) Thincacloud	当社が提供する電子マネー決済等に関するプラットフォームの総称。
(2) 電子マネー	ブランドが発行したICカード等に円単位で記録された金銭的価値。
(3) ブランド	前払式支払手段発行者及び当該前払式支払手段発行者又は決済代行業者であり、電子マネーの金銭的価値を円価によりアクワイアラに支払う法人又は組織。
(4) アクワイアラ	ブランド等により加盟店管理業務を委託された法人で、加盟店との間で加盟店契約を締結している日本国内に本店所在地を有する法人。
(5) 加盟店	アクワイアラと加盟店契約を締結した、日本国内に所在地を有する法人。
(6) Thincacloud 決済端末	加盟店が、当社が提供する電子マネー決済サービスの利用に際して、決済システムにアクセスするためのコンピュータ、レジスター、携帯電話その他の当社が指定する通信端末。
(7) ブランド検定等	ブランドが自社の電子マネーの運用に関して基準を設け、当該 Thincacloud 決済端末が本基準に合致しているかを判定するための作業。具体的ブランド名については仕様書に記載するものとします。

#### 第2条（目的）

1. 本規約は、当社が、お客様に対し、本規約の有効期間中、本規約の条件に従い、日本国内において、お客様が Thincacloud 技術仕様等（第6条に定める。）を使用して Thincacloud 決済端末を開発、製造、販売及び保守を行うことができる非独占的な権利を許諾することを目的とします。
2. 前項の許諾の内、各種 ThincacapClient の使用許諾については、対応する ThincacapClient ソフトウェア使用許諾契約書の定めるところによるものとします。

#### 第3条（契約の成立）

お客様が、本規約に同意のうえ、法人情報、担当者情報等の当社が求める事項を当社所定の「同意書／ユーザー登録書」にて届け出し、当社又は販売店がこれを承認することにより本契約が成立するものとします。

#### 第4条（規約の変更）

当社は、一定の予告期間をもって当社が定める方法でお客様に通知することにより、本規約を変更することができるものとします。この場合、予告期間の経過後もお客様が本サービスの利用を継続したときは、かかる変更につきお客様の承諾があったものとみなし、以降は変更後の規約が適用されるものとします。

## 第5条（商標等の使用）

お客様は、別途当社が提示する使用上の規則等を遵守することを条件として、Thincacloud決済端末の外装、説明書その他の印刷物、広告・販売促進物、取引関連書類等の視認可能な媒体（Webページ等を含む）に関連して使用される当社及び当社が許諾を受けたブランドの商標その他の標章及びそれ以外の商品、営業を表す表示（以下「商標等」という）を使用するものとします。この場合、お客様は事前にサンプル等を提出して当社が認めた範囲内で使用することができるものとします。

## 第2章 開発・保守

### 第6条（Thincacloud 技術仕様等の提供）

1. 当社は、お客様がThincacloud 決済端末の開発、製造、販売、又は保守を行う際に、当社が合理的に必要と認めるソフトウェアの仕様情報、ソフトウェアインターフェース、ソフトウェア、第8条に定めるテスト環境に関する情報、及びこれに付随関連する情報（以下「Thincacloud 技術仕様等」という）を適宜提供するものとします。なお、かかるThincacloud 技術仕様等の種類によって、当社は自らの判断でこれらを有償で提供する事ができるものとします。
2. 当社は、いかなる場合においても、Thincacloud 技術仕様等を維持し、アップデートし、又は修正する義務を負うものではありません。
3. 当社は、Thincacloud 技術仕様等及びお客様によるThincacloud 決済端末の開発につき何らの費用負担をせず、開発された端末に関して、明示・黙示を問わず、品質上の問題のないこと、特定の目的に合致すること、又は第三者の知的財産権等の権利侵害をしていないこと等の保証を含む何らの保証をせず、又、本規約で明示的に規定される以外、当社はお客様又は第三者に対し何らの責任を負担しないものとし、第三者に損害が発生した場合にはお客様が責任をもって対処し、これを解決するものとします。

### 第7条（サポート）

当社は、お客様がThincacloud 決済端末を開発する際のThincacloud 技術仕様等に関する問い合わせに対応するものとします。

### 第8条（テスト環境の提供）

1. 当社は、お客様がThincacloud 決済端末の開発、製造を行うにあたり、その支援として動作環境及びテストカード（以下「テスト環境」という）をお客様に提供する事ができるものとします。テスト環境の使用にあたって、お客様は当社に対し、会社名、住所、担当者名、担当者部署、担当者の電話番号、担当者のメールアドレス、端末メーカー名称、端末型番、利用台数、端末構成情報、ハードウェア情報、その他当社が定める事項を記載したテスト環境利用申込書を書面又は電子メールで提出することにより申込みものとし、お客様は、テスト環境の使用の対価として、当社所定のテスト環境使用料金を別途当社からの請求に従って支払うものとします。
2. お客様は、テスト環境の使用にあたって当社の指示に従うものとし、当該指示に従わなかった場合には、お客様は当社の指示のもと、直ちにテスト環境の使用を中止し、テスト環境を当社に返却するものとします。
3. 当社は、お客様のテスト環境の使用状態の監査又は確認のため、当社が別途指示する内容の報告書その他の資料の提出を随時お客様に対して求めることができ、お客様は、かかる求めにすみやかに応じなければならないものとします。

### 第9条（更新）

お客様は、当社からThincacloud 技術仕様等の更新に伴うThincacloud 決済端末又はそれに搭載される決済用アプリケーションソフトウェアの更新の要請を受けた場合は、かかる要請に対してすみやかに対応しなければならないものとします。

### 第3章 製造

#### 第10条 (ブランド検定等)

1. お客様は、Thincacloud 決済端末を開発した場合、販売開始前に当社が別途定めるブランド検定等を受けるものとします。ただし、すでにブランド検定等合格済みの端末と同一であると当社が認めた場合は、ブランド検定等は実施しないものとします。
2. お客様は、当社が定めるブランド検定等の合格は、各ブランドの製品としての保証を意味するものではなく、当社が定めるテストの合格を意味するにとどまることをあらかじめ承諾するものとします。
3. 当社は、本条第1項のブランド検定等の結果をお客様に通知し、その他にブランド検定等を実施した対象であるブランドに通知するものとし、お客様はあらかじめこれを承諾するものとします。なお、ブランド検定等の結果が不合格である場合は、当社は不合格の理由を通知し、お客様は再度ブランド検定等を受けなければならないものとします。
4. ブランド検定等の合格後にお客様が開発した Thincacloud 決済端末に不具合が発見された場合には、お客様は、直ちに当社に報告し、すみやかに不具合を修正するとともに、再度ブランド検定等の申込みをし、ブランド検定等を受けなければならないものとします。

### 第4章 販売

#### 第11条 (Thincacloud 決済端末の販売)

お客様は、当社から第10条第3項の通知を受けた場合は、当社と Thincacloud 電子マネー決済サービス利用規約を締結したアクワイアラの加盟店、お客様の販売店として予め当社の承認を得た者、又は予め当社の承認を得たその他の者に対し、お客様の開発した Thincacloud 決済端末の販売等(売買、貸与、リースを含み、以下同じ。)を行うことができるものとします。この場合、お客様は別途定めるライセンス費用を当社に支払うものとし、ライセンス許諾条件については当社が別途指定し、お客様はこれに同意するものとします。

### 第5章 一般条項

#### 第12条 (通知)

当社からお客様に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社の Web サイト上に掲載する方法。この場合は、掲載されたときをもって、お客様に対する通知が完了したものとします。
- (2) お客様が同意書により当社に届け出たメールアドレス宛てに通知する方法。この場合は、お客様の電子メールアドレスを管理する電気通信設備に到達したときをもって、お客様に対する通知が完了したものとします。

その他、当社が適切と判断する方法。この場合は、当該通知の中で当社が指定したときをもって、お客様に対する当該通知が完了したものとします。

#### 第13条 (対価)

1. お客様は、第2条の許諾の対価として、別紙記載の初期費用を当社又は販売店に支払うものとします。
2. お客様は、第7条のサポートの対価として、別紙記載のサポート費を当社又は販売店に支払うものとします。

#### 第14条（対価の支払い）

お客様は、前各項の費用を当社又は販売店の指定する金融機関の口座へ振り込むものとし、振込手数料はお客様が負担するものとします。

#### 第15条（延滞利息）

お客様は、本契約に基づく債務（延滞利息を除きます。）について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.6%（閏日を含む年であっても1年365日として換算する）の割合で計算して得た額を延滞利息として支払うものとします。ただし、支払い期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

#### 第16条（お客様の責任）

1. お客様は、本規約を承諾し、これらを遵守するものとします。
2. お客様が、お客様の責めに帰すべき事由により当社又はブランドに損害を与えた場合は、お客様は当社又はブランドが被った一切の損害を賠償する責任を負うものとします。
3. お客様は、いかなる理由があっても、ICカード等の複製、改変若しくは解析等を行わないものとし、又これらの行為に加担・協力してはならないものとします。
4. お客様は、本契約に当たって各種法令を遵守するものとします。
5. お客様は、本契約の目的以外で、当社の設備にアクセスしてはならないものとします。
6. お客様は第23条第1項に該当する事由が生じた場合、直ちに当社へ連絡するものとします。
7. お客様は、楽天Edy端末を開発する場合は、楽天Edy株式会社と「Edy端末の開発、製造及び販売にかかる契約書（EdyAP版）」の契約を事前に締結していなければならないものとします。
8. お客様は、お客様が開発して販売したThincacloud決済端末が、機能面及び性能面において、Thincacloudに接続するのに十分な検証が完了していることを保証します。
9. お客様は、お客様が開発して販売したThincacloud決済端末が、当社の指定する要件を満足し、安定した状態で保守及び運用の維持を図ることができていることを保証します。
10. お客様は、Thincacloud決済端末を販売した販売先に対して、自らの責任と費用においてその利用方法を記載したマニュアルを提供するものとします。
11. お客様は、販売先からのThincacloud決済端末に関する問合せ・相談に応じるとともに、不具合製品に関する対応及びその交換その他必要かつ十分な保守を行うものとします。
12. お客様は、Thincacloud決済端末の設置、移設、盗難及び紛失等について、当社所定の方法に従うものとします。
13. お客様は、Thincacloud決済端末の瑕疵、その他お客様と販売先との間で生じる取引上の一切の問題について、お客様がその費用と責任で解決し、当社が損害を被った場合は、お客様がこれを全て負担するものとします。
14. お客様によるThincacloud決済端末の製造、販売、又は保守に関して、第三者との間で知的財産権その他の権利に関する紛争が生じた場合は、お客様が自己の費用と責任で一切を解決し、当社が損害を被った場合は、お客様がこれを負担するものとします。
15. お客様は、Thincacloud決済端末の運用に関して、Thincacloud決済端末が正常に動作していない場合、又はThincacloud電子マネー決済サービスに支障をきたしている場合には、アクワイアラ、加盟店その他Thincacloud電子マネー決済サービスに関係する各事業者と協力し、原因究明のために調査を行い、当社の要求に応じ、調査状況及び調査結果を当社及びブランドに報告するものとします。

#### 第17条（第三者委託）

1. お客様は、本契約に基づき許諾されたThincacloud決済端末の開発・保守、製造、販売の全部又は一部を第三者に委託する場合には、当社に対して事前に書面により委託先の情報及び委託内容を通知し、当社から書面による承認を得なければならないものとします。

2. お客様は、前項に基づく当社の承認を得て委託を行う場合、当該委託先に対して本規約と同等の義務を課すものとし、その行為について一切の責任を負うものとします。

#### 第18条（秘密保持）

1. お客様は、本契約に基づき当社から開示された Thincacloud 技術仕様等、及び当社の技術上又は営業上その他の秘密（以下「秘密情報等」といいます）を秘密として厳重に管理するものとし、当社の書面による事前の同意を得ることなく、秘密情報等を第三者に提供、開示又は漏洩しないものとし、秘密情報等が滅失、毀損又は漏洩等することがないように必要な措置を講ずるものとします。
2. お客様は、前項に定めるほか、次のとおり秘密情報等を取り扱うものとします。
  - (1) 第2条に定める目的以外に使用しないこと。
  - (2) 複製・改変・編集等を行わないこと。
  - (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
  - (4) 当社又はブランドなど当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。
3. お客様は、本契約が終了した場合には、当社の指示に従い秘密情報等を返却又は廃棄するものとします。

#### 第19条（当社の知的財産権）

本契約に基づき当社がお客様に貸与又は提示する Thincacloud 技術仕様等のすべてに関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）及び著作者人格権（著作権法第18条から第20条の権利をいいます。）並びにそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は、当社又は当社の指定する者に帰属し、本契約に基づく許諾はお客様にいかなる知的所有権を付与するものではないものとします。

#### 第20条（譲渡禁止）

お客様は、当社の事前の書面による承諾がない限り、本契約に基づく権利義務の全部又は一部、あるいは契約上の地位を、第三者に譲渡、貸与、質入、その他担保として提供してはならないものとします。

#### 第21条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及びお客様は、犯罪対策閣僚会議幹事会が申し合わせ、発表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下「政府指針」といいます）の精神に則り、本規約の履行において、反社会的勢力（政府指針に定めるものをいいます。以下同じ）の介在を排除するものとします。
2. 当社及びお客様は、相手方が以下の各号のいずれかに該当した場合には、相手方に対して何らの催告を要しないで、本契約の全部又は一部を直ちに解除することができるものとします。
  - (1) 反社会的勢力である場合。
  - (2) 代表者又は実質的に経営権を有する者が反社会的勢力である場合。
  - (3) 反社会的勢力への資金提供を行う等反社会的勢力と密接な関係があると判断される場合。
  - (4) 当社又はお客様が威嚇等の手段として、自ら又は第三者を利用して、自らが反社会的勢力である旨又はその関係者である旨を告げた場合。
3. 前項に基づき解除された者は、相手方に対し、損害賠償を請求することができないものとします。

#### 第22条（任意解約）

当社及びお客様は、本契約の期間中であっても、解約を希望するときには、2ヶ月前までに相手方に通知することをもって、いつでも本契約を解約することができるものとします。なお、かかる通知書面に解約日が記されていない場合には、当該書面到達の日から2ヶ月を経過した日を解約日とします。

### 第23条（解除）

1. 当社は、お客様に次の各号の事由が一つでも生じた場合は、何らの催告を要せずに即時に本契約を解除することができるものとします。
  - (1) 支払の停止、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはその他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申し立てがあったとき、又は合併によらず解散したとき。
  - (2) 手形又は小切手の不渡りが発生したとき、又は銀行取引停止処分があったとき。
  - (3) 裁判所、行政庁その他これらに類する機関による業務停止命令等が出された場合で、本規約を解除することが適当と認めるとき。
  - (4) 仮差押、仮処分、保全差押又は差押その他の強制執行又は滞納処分の申立を受けたとき。
  - (5) 前各号に掲げるほか、お客様の信用状態に重大な変化が生じた当社が判断したとき。
  - (6) Thincacloud 決済端末の開発、製造、販売、又は保守業者として不適当と当社が判断したとき。
  - (7) 本規約の条項の一つでも違反したとき。
2. 本条による本契約の解除は、当社のお客様に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

### 第24条（本契約終了時の義務）

本契約が第22条（任意解約）、第26条（有効期間）又は前条第23条（解除）により終了したときは、お客様は以下の義務を負うものとします。

- (1) お客様は、本規約の終了について、当社の指示に従うものとします。
- (2) お客様は、取扱関係書類、印刷物等、当社から交付された一切をすみやかに当社に返却するものとします。なお、電子的な方法で交付され返却できないものは、お客様の責任において破棄するものとします。
- (3) お客様の本規約に基づく当社に対する未履行の債務がある場合には、お客様は直ちに債務を履行するものとします。

### 第25条（損害賠償）

1. お客様は、本規約に違反し、又は故意過失により当社に損害を与えた場合には、当該損害の一切を賠償するものとします。
2. お客様が、Thincacloud 決済端末の開発、製造、販売、又は保守を行うにあたり、第三者に損害が生じた場合には、お客様の故意過失にかかわらず、全てお客様の責任において解決するものとし、当社は何ら責任を負わないものとします。
3. お客様が当社に対する金員の支払を遅滞したときは、支払うべき金員に対して年14.6%（年365日日割計算）の遅延損害金を付加して支払うものとします。

### 第26条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約成立の日から1年間とします。ただし、有効期間の満了1ヶ月前までに当社又はお客様いずれからも何らの申し出もない場合には、本契約は同一条件にて更に1年延長されるものとし、以降も同様とします。
2. 本契約終了後も、第6条第2項第3項、第9条、第18条、第19条、第21条、第24条、第25条及び本条第2項の定めは有効とします。

### 第27条（準拠法）

本契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されるものとします。

### 第28条（合意管轄裁判所）

本契約に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第29条（協議）

本規約に定めのない事項及び本規約の解釈に疑義を生じた場合、当社及びお客様は、信義誠実の原則に従い協議の上決定するものとします。

以上

平成27年1月30日 制定

令和4年10月11日 改定

令和6年6月14日 改定

令和6年8月20日 改定

令和7年10月15日 改定

令和8年 4月 1日 改定